

(公財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター  
平成 26 年度 事業計画書

---

## I. 運営方針

---

26 年度は、中区生活支援センターにとって、実質 2 年目の年になり、前年度の 1 年間の経験と実施を基に、更なる発展を目指します。地域活動支援センター事業では、基本相談の充実と訪問・同行の強化を図り、フリースペースの利用については、誰もが気軽に来所して利用することが出来る雰囲気を作り、それに伴った職員の資質向上を図ります。地域移行・地域定着支援事業、また自立生活アシスタント事業についても、形だけではなく利用者の安全かつ安心した日常生活が送れるよう支援を実施します。

計画相談、指定一般相談に於いても管理者や相談支援専門員のみならず、他職員も知識・資質の向上を心掛け、支援センター全体で対象者一人ひとりの相談に関わることが出来るよう本事業の強化に努めます。

また、当支援センターの責務である「3 障害一体支援」を意識し、中区の地域特性を十分に鑑みた行政、医療機関、関係機関を含む地域連携の構築の中核を目指します。

更に、地域や区福祉保健センター、他関係機関等と検討した上で生活支援事業（地域支援事業）を本年度より実施し、上記事業の 4 本柱に加えた 5 事業を展開します。

---

## II. 生活支援センター概要

---

### 1. 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休館日 毎月第 4 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

### 2. 職員配置

生活支援センター事業

○センター長 1 名

○指導員 10 名（常勤・非常勤 9 名、アルバイト職員 1 名）

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・地域活動支援センター事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退サボ事業）
- ・自立生活アシスタント事業

○その他 嘱託医、調理アルバイト

### 3. 業務分担

職員の業務分担は、個々の職員の適性や経験等を考慮し、適切に配置します。

### 4. 年間行事計画（自主事業）

中区の特性を鑑み、利用者及び区福祉保健センターや関係機関等と検討の上、利用者の生活や再発予防などに貢献できるようなプログラム・イベントを企画・実施します。

また、利用者自ら「自主サークル活動」を支援し、利用者の自主性や協働性を擁護します。

### Ⅲ. 地域活動支援センター事業・指定特定相談支援事業

#### 1. 相談支援

- ・従来の生活支援センター業務である「基本相談」を大事にし、どのような相談に対しても、相談者一人ひとりの悩みや不安を軽減することを目的に、親身になった相談を心掛けます。その為の職員の自覚と資質の向上を常に図ります。
- ・当センターの事業目的の第1義である相談支援を重要視する観点から、原則センター登録を促し、全ての利用者の障害特性や生活状況を把握するよう努めます。
- ・相談に際しては、口答或は書面をもって、利用者及び家族等の個人情報の保護、人権擁護を意識した相談を行います。
- ・電話相談に関しては、相談内容等で必要な場合、出来る限り来所または訪問に於いて顔の見える相談支援を促し、場合によって他機関に適切につなげるなどの措置を講じます。
- ・地域の精神科医療機関の協力の元、「嘱託医相談」の充実を図ります。

#### 2. 指定相談支援

- ・指定特定相談…対象者が安心して地域生活を送ることが出来るよう、計画的かつ包括的支援の実施及び個々のニーズを充足すべく様々な機関との連携による計画相談を実施します。  
管理者及び相談支援専門員のみが把握や関わりを持つのではなく、全職員がバックアップしながら形式だけにならないよう、計画的かつ総合的な支援を実施します。
- ・指定一般相談…支援センター従来の地域移行・地域定着支援事業及び自立生活アシスタント事業との有機的な連携を図りながら、利用者にとって最良な事業に結び付けることで、本事業を実施し、安心且つ安全な地域生活維持の支援を目指します。
- ・計画相談・一般相談共に、地域連携が非常に重要になるので、日常的な関係作りを行います。

#### 3. 日常生活の支援

##### ①フリースペースの活用（コミュニケーション支援）

まだまだ新規登録者が多く来所すると予想されるので、初めての利用者や女性利用者、精神障害以外の障害の方でも利用し易い環境と雰囲気を作ります。

##### ②静養室の活用

静養室を利用することの理由や意味を職員が把握・理解し、病状・心理的或いは身体的、または自宅での睡眠の状態等との関係性を考慮しながらの活用を意識します。

昼夜逆転等の可能性を鑑みて、原則2時間までの時間制限や必要に応じて声掛けを行う等、配慮をします。

##### ③各種サービス提供

###### ●夕食サービス

単に食事提供だけではなく、必要とされる潜在的ニーズの掘り起こしを意識します。

栄養バランスや量などを考慮したメニューを検討し、健康管理にも繋がります。

###### ●入浴・洗濯サービス

入浴・洗濯に関しては、衛生面には特に注意を払い、次の利用者の為の心遣いを持って貰うことが出来るよう、使用後の簡単な清掃を利用者自身で行うことを奨励することにより清潔に対する意識と日常生活に役立つサービスとして提供します。

###### ●インターネットサービス

身近な情報提供手段として利用者専用のインターネットサービスを提供します。また、必要に応じて、PCの操作方法等の指導を行います。

#### ④情報提供

移りゆく法律や制度等及び様々な社会資源に関する情報をいち早く入手し、種々の手段を用いて利用者や家族及び地域等へ提供します。

(ホームページ・センター発行誌・館内掲示・チラシ等の配布)

#### ⑤自主サークル活動への協力

利用者自身が企画し、協働しながら色いろな自主サークルを実施することに対するバックアップ協力をを行い、利用者が主体的に行動することが出来るよう支援します。

### 4. 訪問・同行

- ・訪問・同行については、特に力を入れる事業であると考え、定期的な訪問のみならず緊急時などの突発的な訪問にも対応することが出来るよう勤務体制を整備します。
- ・自宅への訪問は、互いの関係性を重視し、利用者の負担やストレスにならないよう配慮して実施します。
- ・区福祉保健センターや地域関係機関からの要請による訪問等を必要な機関との連携を図りながら、重層的かつ継続的な支援として捉えた訪問事業の展開を目指します。
- ・未受診や地域の社会資源に繋がらない方や引きこもりの方々に対して、適切な機関に繋がるような訪問支援を実施します。
- ・利用者単独では困難な区役所の手続きや医療機関への通院等、必要に応じて同行します。
- ・自立生活アシスタントや地域移行・地域定着支援事業へのバックアップとして、センター職員の協働事業として支援します。

### 5. 地域連携・地域交流

☆中区の地域特性を鑑み、必要な時に必要な連携体制が図れるよう、日常的な関係作りを心掛け、支援センター内外の利用者へ支援を重層的に行うための地域ネットワークの中核を担っていきます。具体的に以下の事項を計画します。

#### ①地域連携

- ・地域活動支援センター（地域作業所）との連携  
地域作業所の通所者と支援センターを重複して利用している方々個々の支援に関する連携。  
区内の関係機関と協働したプログラム・イベント等を企画・実施します。
- ・区福祉保健センターとの連携  
定期的（月1回）な話し合いの場を設け、業務役割分担や共催事業について協議します。  
引き続き、自殺予防対策に取り組みます。また、生活教室との共催によるイベント等を企画・実施します。  
本年度より、「発達障害者支援ネットワーク連絡会」を区福祉保健センターと協働実施し、他関係機関と連携しながら発達障害者への支援の強化を図ります。
- ・他障害機関との連携  
地域活動ホームとの連携による「3障害」を意識した支援体制及び合同イベントの開催等を検討します。また、万一の災害に備えた定期的な全館合同の防災訓練を実施します。
- ・中区障害者団体連絡会及び区自立支援協議会への積極的な参画を通して精神障害と他障害の両側面からの支援を考慮し、他障害関係機関との連携を図ります。
- ・地域との連携  
地域ケアプラザや地区センター等と協働し、支援センターに来所し難い地域の方や家族の方等の相談に応じる為の地域に出向いた「個別出張相談」の実施を検討します。

## ②地域交流

- ・支援センターのプログラムやイベント等を地域全体に周知することで参加を促し、地域交流を図ります。
- ・自治会等の催事や防災訓練、また地域のお祭りなどに積極的に参画し、交流を図ると共に障害に対する普及・啓発活動に繋がります。
- ・前年度より実施している地域ケアプラザの「勉強会」に参画し、精神障害のみならず他障害や高齢等の支援にも協力していきます。

## 6. 家族支援

☆利用者の家族及び中区の家族会への支援と協働した連携体制を構築します。

- ①家族からの相談を受け、『負担軽減』の為の支援をします。（家族による家族の為の相談会の実施を検討）
- ②家族自らの『支援力』を応援します。
- ③中区家族会『みなと会』と連携をしながら、様々な側面から支援します。
- ④家族を対象にした学習会や講座『家族教室』や『家族相談会』などの企画・実施を検討します。
- ⑤家族を対象にした訪問支援を実施します。
- ⑥家族のレスパイト目的の施設利用、またレスパイトに関する情報提供を行います。

## 7. 普及・啓発活動

☆普及・啓発活動は、精神障害に対する偏見や差別の払拭を目指し、計画的に実施します。

- ①他障害・地域の支援者（ケアマネ、民生委員等）を対象とした講座等  
地域ケアプラザとの共催による精神障害に関する勉強会の企画・実施
- ②地域の施設等と協働し、地域一般に対して（町内会、自治体、一般住民）講座や『出張相談』による継続的啓発活動の実施を検討します。
- ③教育機関（教員及び生徒・保護者等）に対する普及・啓発活動
- ④その他、必要に応じて支援センター内外での障害に対する普及・啓発活動を実施します。

## 8. 自主事業

☆自主事業は、季節に合わせた中区の地域性を取り入れたイベント、プログラムを実施します。

利用者同士の交流や協働、達成感を体験することが出来る様な企画を実施します。

☆自主事業を実施することによって、支援センター本来の「相談支援」「訪問・同行」等が困難になることのないよう配慮した企画を検討します。

☆自主事業の職員担当については、経験等を十分考慮しながら配置します。

### ①年中行事

季節	イベント	内 容
春	春のバスハイク	生活教室、他関係機関等合同企画、観光や社会見学
夏	納涼会	区内全関係機関合同で交流を兼ねて実施
秋	地域のお祭り	地域のお祭りなどへ支援センターとして参画
	秋のバスハイク	自然の中でバーベキュー等（生活教室と合同企画）
冬	クリスマス会	区内全関係機関合同によるクリスマス会
定期	ポンテまつり	地域活動ホームとの共催イベントを年3回実施

## ②定例プログラム

プログラム	内 容
昼食会	月1～2回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る
スポーツ	健康維持と楽しみの為の誰でもできる簡単な「軽スポーツ」
メンバーミーティング	支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い
茶話会・女子会	利用者が主体で、楽しみながら利用者同士の交流を図る為の会合
パソコン教室	パソコン教室・インターネット講習など
映画鑑賞会	レクリエーションの一環として
自主サークル	音楽・趣味・スポーツ等の自主サークル活動への後方支援

※他、利用者や家族に必要なプログラムを検討し、実施します

## IV. 地域移行・地域定着支援事業（退サポ）

社会的入院を余儀なくされている方々への地域生活への移行と退院後の安心した生活を継続するための支援事業として、専門の職員を複数名配置し、医療機関、行政、地域との連携を図りながら個別支援のみならず、自立生活アシスタント事業や他の支援センター職員と密接に絡んだ支援を実施します。

また、普及啓発活動として、医療機関スタッフや入院中の患者に対する働きかけを行います。更に、指定一般相談支援（地域移行支援）との関係を考慮した中での支援体制を構築し、個々のニーズや希望に沿った支援の実施を目指します。

- ①ケア会議を開催し、ケアプランに沿った支援の実施
- ②本事業から指定一般相談支援事業（地域移行）への連動
- ③精神科医療機関や地域との有機的な連携に繋がる「院内普及啓発活動」及び「地域に向けた普及啓発活動」の実施（Ex.「地域の社会資源の紹介」「地域生活をしている当事者の体験談」等）
- ④地域とのネットワークを築く為に支援センターが中核を担う
- ⑤退院後の地域生活を安定する為に自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業（地域定着支援）との連動を考慮した支援体制を構築します。

## V. 自立生活アシスタント事業

訪問・同行による個別支援を中心に安心した地域生活が送れるよう、区福祉保健センターや医療機関、地域の関係機関等との連携の元、専門性を活かした支援の実現を目指します。

地域特性を鑑みると、本事業の対象者として種々の課題やニーズが見られると予想されることから、主任アシスタントをはじめ全アシスタントについては適切な対応をすべく、資質向上を図ります。また、区内及び区外の事業所アシスタントとの連絡会等を定期的実施し、個別支援に関する情報交換や困難ケースに対する検討などによる連携を図ります。

本事業は、単に日常生活を送るための支援だけではなく、利用者本人が自立して生活を送ることが出来るようケアプランを立てた計画的、包括的な支援を意識して実施します。

- ①訪問や同行による支援
- ②コミュニケーション支援
- ③地域移行・地域定着支援事業との連携及び指定一般相談（地域定着支援）との連動
- ③24時間の支援体制
- ④地域移行・地域定着支援事業及び地域活動支援センター事業との連携体制

## 【夜間・休日の緊急時連絡体制】

- ①中区生活支援センター開館時間帯については支援センターにて対応します。
- ②夜間等支援センター閉館後については、法人である「紫雲会横浜病院夜間当直電話」にて対応します。  
受けた電話の相談内容によって、夜間当直職員の判断で、必要に応じて自立アシスタント専用の携帯電話に連絡をいれることや、紫雲会横浜病院の夜間救急対応と同様の対応をすることとします。
- ③状況により必要と判断した場合には、対象者に直接アシスタント専用携帯番号を伝えます。

---

## VI. その他の関連事項

---

### 1. 保守管理・衛生管理

#### ●保守管理

- ①日勤の職員による出・退勤時に館内外の点検及び月に1回、管理者による『自主点検』
- ②閉館時の自主点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に担当職員による点検
- ③年1回、指定管理者施設が実施する横浜市建築局保全推進課からの『公共建築簡易点検』の実施
- ④『建築法第12条点検』を地域活動ホームと合同実施
- ⑤地域活動ホームとの協定及び各委託業者との協定による保守点検・修理の実施

#### ●衛生管理

- ①専門業者による定期清掃は年数回、その他必要に応じて業者以外の利用者等に清掃を委託
- ②職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に月1回の食器類や調理器具の漂白、消毒等
- ③職員の日々の業務の一環として、特に調理室、風呂、洗濯場の衛生管理を徹底
- ④感染症対策マニュアル等、時節の必要なマニュアル作成と職員及び利用者の主知徹底

### 2. 安全管理・危機管理

#### ●事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対策

☆利用者や職員の事故を未然に防ぎ、万一の場合の対応や再発防止の為に『意識』を常に持ち、その為に必要な研修や講習会を実施します。

- ①生活支援センター内外での安全管理、事故防止、ヒヤリハット等の研修
- ②「安全管理・緊急対策マニュアル」の基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底します。
- ③万一事故・災害の場合には、迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。
- ④年数回を地域活動ホームと合同で防災訓練の実施及び防災研修を実施します。
- ⑤中区役所と特別災害避難場所に協力する協定を結び、災害時の対応に努めます。
- ⑥災害時用備品及び備蓄品の適切な整備、管理

### 3. 個人情報保護・人権擁護・情報公開

#### ●利用者やその家族の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。

- ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
- ②利用者の個人情報を含む書類及びPC媒体は外部持ち出し禁止とし、必要な場合は書面をもって、所属長の承認を得る等の措置を講じます。
- ②書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管し、外部持出は厳禁とします。
- ③PCによるデータについては、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。

#### ●障害者虐待防止法を遵守し、人権に対する擁護に努めます。

#### ●利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。

#### ●個人情報保護・人権擁護に関する研修を全職員に対する研修会、講習会を年1回以上実施します。

#### 4. 苦情解決に関する取り扱い

- 苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。
- 必要に応じて外部第三者委員（外部委託）による苦情解決に努めます。
- 他、様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。
  - ①利用者アンケート（年1回程度）
  - ②意見箱の設置（常設）
  - ③メンバーミーティング（3ヶ月に1回）
- 苦情や意見等の回答については、必要に応じて館内掲示や直接本人への書面にて対応します。

#### 5. 職員資質の向上・人材育成

- 職員は常に知識・資質の向上を目指すため、外部の研修や講習会等に積極的に参加をし、研修内容については、報告書や職員内研修等で、他の職員に周知を行います。また、日常では職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。
- 外部研修に派遣する職員は、常勤・非常勤を問わず、適切な時期に適切な職員の派遣を実施します。
  - ①相談支援者初任者研修の全職員の受講
  - ②他相談支援に関する研修（外部研修、支援センター内部研修、法人内研修）
  - ③他の障害や高齢等、地域関係機関による研修  
（地域活動ホーム、他障害職員、ケアプラザ等外部講師による外部研修など）
  - ④個人情報保護・人権研修・虐待防止に関する研修
  - ⑤その他、必要と思われる研修

等々

平成26年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市中区生活支援センター

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	62,478	44,772	7,235	10,471	
<b>合 計</b>	<b>62,478</b>	<b>44,772</b>	<b>7,235</b>	<b>10,471</b>	
<b>【支出】</b>					
科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
<b>人件費</b>	<b>53,564</b>	<b>36,648</b>	<b>6,805</b>	<b>10,111</b>	
所長	6,492	6,492			1名
常勤職員	22,600	12,931	4,371	5,298	5名
非常勤職員	12,612	7,779	1,463	3,370	4名
アルバイト	961	961			週2日勤務
調理アルバイト	2,224	2,224			1日2名換算
嘱託医賃金	968	968			月4回
法定福利費	6,643	4,526	849	1,268	法定福利費・労働保険料等
退職給与引当金	124	124			
福利厚生費	829	571	105	153	市社協年金共済掛金
労務厚生費	111	72	17	22	職員健康診断・予防接種
<b>施設管理費</b>	<b>4,622</b>	<b>4,622</b>			
光熱水費	2,580	2,580			電気・ガス・水道
庁舎管理	1,922	1,922			地活ホームとの按分等
修繕積立金	200	200			
入浴サービス等実費徴収額	△ 80	-80			入浴・洗濯・インターネット分
<b>運営費</b>	<b>4,292</b>	<b>3,502</b>	<b>430</b>	<b>360</b>	
旅 費	830	600	150	80	職員出張旅費
消耗品費	922	922			事務用品・日用品・備蓄品等
印刷製本費	300	180	60	60	印刷・コピー代
修繕費	50	50			小破修理
通信運搬費	480	450	15	15	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	780	470	155	155	車両・コピー機リース料
備品等購入費	300	300			器具什器
保険料	40	40			施設賠償保険料
雑費	590	490	50	50	教養娯楽費・研修費・各種会費等
<b>本部繰入金</b>					
<b>合 計</b>	<b>62,478</b>	<b>44,772</b>	<b>7,235</b>	<b>10,471</b>	